

## 第 61 回、第 62 回国際協力機構債(ジェンダーボンド)の資金使途

国際協力機構債券（国内財投機関債）は「ソーシャルボンド」（注 1）の特性に従った債券であり、独立した第三者機関よりセカンド・オピニオンを取得しています（注 2）。第 61 回、第 62 回国際協力機構債券発行代わり金は、国際協力機構法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務のうち、当機構が準拠する国際的なジェンダー事業分類基準（注 3）に合致する事業（ジェンダー平等・女性のエンパワメントを主目的とする事業及びジェンダー平等・女性のエンパワメント推進に資するコンポーネントを組み込んでいる事業）に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

また、本債券の発行は、我が国の「SDGs 実施指針改定版」において持続可能な開発目標（SDGs）達成に必要な資金を確保するためのファイナンスとして位置付けられています（注 4）。

（注 1）「ソーシャルボンド」は、社会課題への対応を目的とした事業を資金使途とする債券で、国際資本市場協会（International Capital Market Association : ICMA）がその定義（社会開発に資する事業を対象とし、「資金使途」「事業評価・選定プロセス」「資金管理」「レポートイング」についての情報開示を要件とする）をソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles）を公表しています。

（注 2）セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

[https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second\\_Opinion.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf)

（注 3）OECD-DAC（経済協力開発機構開発援助委員会）が定める基準に準拠しています。

<https://www.oecd.org/dac/gender-development/dac-gender-equality-marker.htm>

（注 4）内閣に設置された持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「SDGs 実施指針改定版（2019 年 12 月 20 日、一部改訂）」においては「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、日本政府は、このための環境づくりに向けた施策を進めるとともに、民間企業の取組を後押しするとしています。